

令和5年度包括外部監査結果に係る措置の状況（令和7年3月31日現在）
 ≪措置実施≫

No 5

区分 全般的事項に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑤ 行政文書の紛失について
 所管課：行政管理課

公表日：令和7年4月2日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 39 文書管理については、それが単なる文書ではなく行政文書であることを認識し、契約の相手方の履行状況の確認や後年において同様の事業が行われる場合の参考に資するためのものとして保管することが必要である。	令和6年10月に全職員に向け、改めて監査の指摘事項を共有し、行政文書の取扱いについて適正管理を行うように、過去の事例とともに注意事項を通知した。

No 12

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：① 検査調書の記載誤りについて
 所管課：ごみ政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 56 検査調書は、業務が適切に遂行されていることを検査し、それを決裁する重要な書類である。その記載事項の確認は十分に注意して行う必要がある。	再発防止に向けて、課内会議において今回の事案について情報共有を図るとともに注意喚起を行った。また、契約事務に関する課内研修を開催し、適正な事務処理方法について周知・徹底を図った。

No 16

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：① 産業廃棄物処分業許可証の入手
所 管 課：ごみ収集課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 65 契約後に有効期限が更新された新許可証を入手したのであれば、それをファイルに綴じ込む必要がある。	指摘された契約後に有効期限が更新された新許可証は、ファイルに綴じた。今後、同様のケースがあった場合には、新許可証を入手後、速やかにファイルに綴じ込むこととする。

No 20

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑤ 小規模工事における事務処理要領の整合性について
所 管 課：契約監理課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 72 いずれの事務処理要領に従っても同様の取扱いとなるよう、事務処理要領間の整合性を整える必要がある。	前橋市工事等随意契約事務処理要領は、他の要領が規定する事項と重複するものとなっているため、令和5年度で廃止し、前橋市少額工事事務処理要領との整合性を図った。

No 26

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑤ 提出書類の不足について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 90 現場の状況写真は委託業務が適切に行われたかどうかを確認する重要な情報であり、書類が全て揃っているかどうかをチェックリスト等により確認すべきである。	委託業務内容によっては、作業中の写真提出が不要なものがあることから、各業務ごとに必要性の有無を再確認し、令和6年度分の発注より仕様書に反映した。

No 28

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑦ 貸与品リストについて

所 管 課： 清掃施設課

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 91 貸与品リストを現状と整合するように作成し、以後適宜更新すべきである。 また、発注者は、貸与品の使用状況について、必要に応じて受注者に報告を求めることができる（仕様書：3.1(3)）。従って、市の所有財産である以上、適時使用状況の報告を求め確認すべきである。具体的には年1回の備品確認の際、使用状況の報告と合わせ現物確認を実施、使用状況によっては適正に利用するよう指導すべきである。	完成図書等を明記したリストを作成するため、現在、委託業者に依頼まで完了している。

No 29

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑧ 契約金額について
所 管 課：清掃施設課

公表日：令和7年4月2日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 91 本契約の見積内容を見ると、人件費（93%）、物件費（3%）、諸経費（4%）で構成されている。焼却炉、ボイラータービン等の運転操作業務という特殊性はあるにしても、同一清掃工場内での労務であり市の直営経費との類似性は認められる。この点、見積書上、人件費は従事責任者の内訳（統括責任者〇名、運転員〇名）が記載されているため、同工場の市の直営の人件費と比較する、その他経費についても直営業務の予算を基に合理性を判断する事が考えられる。 その他、見積項目における見込み従事時間など、実績確認可能な項目は前年度実績値と比較検討する事が望ましい。また、他者から見積書の入手が可能であれば他者からの見積書を入手する事が考えられる。	令和7年度予算要求時より、見積書に積算根拠の分かる資料の提出を求め、本市直営経費と比較の上、金額の妥当性について判断を行った。

No 34

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑬ 見積書項目について
所 管 課：清掃施設課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 97 随意契約は契約の例外的な取り扱いであることをよく認識し、見積書項目を精査する必要がある。	見積書の内容精査を行い、委託業者から聞き取りし、令和6年度委託分より見積内容の見直しを行った。

No 35

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑭ 計量について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和 6 年 1 0 月 7 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 100 仕様書通りに、受注者の計量結果を徴取すべきである。	仕様書に基づき、令和 6 年 5 月分より、受注者の計量結果を聴取・照合し、検査を行っている。 ※ただし、雨水、積載燃料、元々ある計量器の誤差等により、業者と市では計量結果が整合しない月が複数回あったため、令和 7 年度からは、当市の計量結果を元に積算するよう仕様書を改めることとした。

No 36

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑮ 仕様書に記載されている書類について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和 7 年 4 月 2 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 101 仕様書通りの書類を徴取すべきである	提出書類（3）管理体制を記載した書類については、契約先へ指示し、令和 7 年度から提出が可能となった。（4）については、事業者によって事情が異なることから、仕様書から削除することとした。

No 43

区分 負担金に関する監査結果及び意見

監査結果

指摘事項名：① 重要文書が適正に管理されていないことについて

所 管 課：ごみ政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 152 協定書の有無を再確認し、必要な措置を講じる必要がある。	し尿処理施設に係る維持管理等の費用負担に関する協定書について、市側及び前橋市公営企業管理者間での確認を行ったが、双方に協定書類の所在が不明であったため、令和6年4月1日付で、再度、協定の締結を行った。

No 45

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：① 備品管理が適切になされていないことについて

所 管 課：六供清掃工場

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 162 保管場所を整理し廃棄決定した備品、消耗品は適時に廃棄すべきである。	令和6年度、備品台帳と物品の突合及び整理を実施し、不要物品の処分を進めた。来年度以降、引き続き適正な物品の管理を維持していく。

No 46

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：② 固定資産台帳への登録について
所 管 課：六供清掃工場

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 163 固定資産台帳へ登録する際は、工事台帳などを基に内訳を整理した上で登録すべきである。	設備の内訳及び金額を整理し、財政課へ報告を行った。報告時期の都合により、今年度は台帳反映に間に合わなかったことから来年度に反映させる。

No 48

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：① 備品管理が適切になされていないことについて
所 管 課：荻窪清掃工場・前橋市荻窪最終処分場 公表日：令和7年4月2日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 164 備品管理上、必ず識別シールを貼り、備品の実査を行う際に、台帳から備品を確認するだけでなく、実際にある資産が台帳に登録してあるかどうかを確認し、保管場所の記載の整合性も確かめる必要がある。その際、未登録のものがあれば経緯を調べて登録すべきかどうかを確認するべきである。また、ゴミ処理を行っている市役所は特に環境に配慮すべきであり、使用していない古い冷蔵庫は直ちに処分する必要がある。	新財務会計システム改変に伴い、全ての登録備品を実査・確認し、備品シールを貼り替えた。新システムでは、保管場所のデータがないため、独自の管理ファイルを作成し対処した。現存する登録していない物品を再確認し経緯を調べて決裁を受けて対処した。また、使用していない古い冷蔵庫等の物品は、速やかに処分した。

No 50

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：① 家庭ごみを自己搬入した市民の住所確認を実施していないことについて

所 管 課： 前橋市富士見クリーンステーション・富 公表日： 令和6年10月7日
土見最終処分場

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 166 「一般廃棄物処理申出書」に「本人確認欄」を設け、免許証やマイナンバーカード等で自己搬入した市民が前橋市民であることを確認できるようにしておく必要がある。	令和6年度より新規に自己搬入する者に限り、「本人確認」を行うよう改善した。新規以外の搬入者に対しては、受付で待たせないスムーズな対応を行うため実施しない。

No 52

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：① 備品管理が適切になされていないことについて

所 管 課： 西部清掃事務所・ペットボトル選別処理
施設

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 167 保管場所をエリア別に整理すべきである。また、廃棄決定した備品、消耗品、書類は適時廃棄すべきである。	令和6年度、長年使用されずに保管の依頼を受けていた物品を撤去した。来年度以降も保管場所について段階的に整理する。また、使用していない不要な物品、書類は適宜廃棄する。

No 56

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：⑤ 廃棄対象物と思われる備品について

所 管 課：西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設 公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 170 洗濯機、乾燥機は職員の福利厚生観点から市で購入する事が望ましい。また、寄附を受けた物品については、寄附受入れ処理をしなければならぬ。また、金額によっては備品登録もすべきである。	洗濯機等の必要物品については、市の予算で購入し、設置した。今後、寄附を受ける際は、適正に受入れ処理を行う。また、寄附を受けて使用している中古物品については、対象物品を確認したところ、価値が認められないことから、備品登録はしない。

令和5年度包括外部監査結果（意見）に係る措置の状況（令和7年3月31日現在）

No 1

区分 前橋市環境基本計画に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：①前橋市自然環境保全推進委員会の開催状況について

所 管 課：環境政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 38 同委員会設置要綱には年間での委員会の開催回数等は規定されていないが、市にとって有意義な委員会が設置されているのであるから、書面開催でも可能な限り開催することが望ましい。	委員会の所管事務に該当する事案が生じた際、必要に応じて委員会を開催し、書面開催も含めて、効率的に議論できるよう努める。

No 2

区分 前橋市環境基本計画に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：②前橋市自然環境保全委員会の開催状況の公開について

所 管 課：環境政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 38 前橋市自然環境保全推進委員会について、書面開催されたものであってもその内容については、ホームページ等で公開し市民に周知することが望ましい。	書面開催された前橋市自然環境保全推進委員会の資料及び会議録の公開に向けて、準備を進める。

No 3

区分 前橋市環境基本計画に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：③「まえばしのかんきょう」の記載内容について

所 管 課：環境政策課

公表日：令和7年4月2日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 38 「まえばしのかんきょう」の役割は、毎年度の環境基本計画の進捗状況を確認することではあるが、最初から最後まで例年同じ記載ぶりでは、読んでいる読者は新鮮味もなく意識が薄弱になってしまふ。その年その年のトピックやイベント等については、その年その年の特徴を記載した文書を作成することが望まれる。	「まえばしのかんきょう」は環境基本計画の進捗状況の確認という役割を持つ都合上、同計画が変更されない限りは大幅な変更は難しいと考えているが、新規事業を追記するなど、その年のトピックを取り入れることとし、令和6年度版「まえばしのかんきょう」では、令和5年度の新規事業等について、内容を更新することができた。今後も新しい取組ができた際には同様に更新していくこととする。

No 4

区分 施設の適正管理に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：④施設の合理化について

所 管 課：清掃施設課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 39 将来的な施設整備を検討する際には、機能収集と処理施設統合により、維持管理経費の軽減並びに機能及び職員の集約化を図り、効率的な運営を行うことが望まれる。	建築住宅課等、関係課との連携や地元自治会との意見交換等を行いながら今後の施設整備に向けて検討する。

No 6

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：① 予定価格の積算根拠について

所 管 課：環境政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 41 適正金額算定のため、他の自治体の同種、同規模の保守管理業務委託の契約内容を調査するなど当該業者以外の視点をもつことが有用である。	県や他市町村の保守管理体制を参考としながら、契約業者に対しては保守内容の確認を行い、適正な予定価格の算定を行う。

No 7

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：② 契約の締結における交渉過程等の記録の不存在について

所 管 課：環境政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 42 本契約は、太陽光発電施設の包括的施設リース契約であり、そのリース料は、委託契約における委託料に近いものである。本契約のように新規かつ過去にない新方式によりリース料を決定する様な場合には、将来、同じ事業を実施するに際し大いに参考となる。個人の記憶に頼るのではあいまいな部分や記憶が失念してしまう部分も起こりうる。そのため、リース料を確定するに至った経緯、交渉過程等の有益な情報を記録に残し、かつ、結果の検証等を十分に行って将来の有益な資料として引き継ぐことが望まれる。	事業実施に至った経過、交渉過程等の有益な情報を、記録（会議録やメモ類）に残し、かつ、結果の検証等を十分に行い、将来の有益な資料として引き継ぐよう努める。

No 8

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：③入札・契約保証金の免除について

所管課：環境政策課

公表日：令和7年4月2日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 48 環境部の他の課及び他の部でも、指名競争入札の場合でも、各種保証金は免除の扱いとされていることが多いものと推察されるが、法令上、原則保証金を徴収し、例外として免除とされる建付けであるため、判断基準を明確にし、免除と判断した理由（過去の実績とはいかなるものかなど）として同基準に該当することを示すよう努めるべきである。	入札保証金制度の判断基準について所管課である契約監理課と確認、相談を行いながら、全体の対応を検討した。契約監理課にて、入札保証金及び契約保証金の起案例を修正し、全庁的に周知することで対応した。

No 9

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：④予定価格の積算根拠について

所管課：環境政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 48 適正金額算定のため、他自治体の同種、同規模の契約内容を調査するなど当該業者以外の視点をもつこと及び最低限3か月以内程度の見積書の取得を検討する。	適正金額算定のため、当該事業者以外からの見積もり徴取も考慮することとし、期間についても3ヶ月以内程度となるよう改善を図る。

No 10

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑤調査結果の有効活用について
所 管 課：環境政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 49 調査結果の報告書に基づき、今後、市として生態系保護のためにどのような施策が必要なのか、前橋市自然環境保全推進委員会等を活用しながら、より良い自然環境保護事業を推し進めていくことが望まれる。	蓄積された自然環境調査報告書の内容を基に、前橋市自然環境保全推進委員会にて委員からの意見を聴取し、今後の生態系保護のための施策を検討する。

No 11

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑥見積もり合わせの実施について
所 管 課：環境政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 49 他の保険代理店、保険会社の見積もりを入手することを検討されたい。	他の保険代理店にも見積書の提出を依頼した。これまで契約していた保険は、レクリエーション保険の最低保険料の適用となっているが、他者の見積もりを参考に直しを検討する。

No 13

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：② アンケートアプリの登録者の集計表が起案書に綴じ込まれていないことについて
所 管 課： ごみ政策課 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 56 検査調査作成時又は契約起案時に集計表を添付し、アプリのインストール状況を共有することが望ましい。参考までに令和4年度におけるインストール状況は以下のとおりである。 なお、当該アプリは様々な自治体が利用しており、各種言語に対応している。そのため、仕様書に記載していない言語にも対応しているが、仕様書に記載していない場合には当該言語でのサービス利用が継続できなくなる可能性があるとのことである。	令和6年度から、月初めにアプリの登録者状況を確認し、集計表について課内で供覧し、状況の共有を図るよう改善した。 なお、仕様書の中に多言語対応として、対象言語（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語）の記載をしている。

No 14

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：③ 別冊仕様書及び図面が綴じ込まれていないことについて
所 管 課： ごみ政策課 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 59 仕様書及び図面も契約書と一体として綴じ込むことが望ましい。	令和6年度から、仕様書及び図面も契約書と一体として綴りへ保管するように改善した。

No 15

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：④ 作業予定数量と実績数量の相違協議が行われていないことについて
所 管 課：ごみ政策課 公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 59 実績と予定数量が相違しているにもかかわらず、協議しない場合には、業務完了報告書のメモ欄に予定数量と実績数量を記載し、協議不要とする旨を先方より申し出てもらうなどし、予定数量と実績数量の相違について双方が承諾していることを明確に記録することなどが考えられる。	令和6年度から、業務完了報告書のメモ欄に予定数量と実績数量に加え、協議不要とする先方からの申し出を記載することとし、予定数量と実績数量の相違について双方が承諾していることを明確に記録するよう改善した。

No 17

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：②業務仕様書に記載する業務量の目安が不明確なことについて
所 管 課：ごみ収集課 公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 66 本業務の走行距離を容易に把握できないのであれば、業務量の目安は、年間収集運搬件数のみとするべきである。	令和6年度業務委託仕様書より、過去年間走行距離に関する記載は削除し、過去5年間の収集運搬件数のみの提示とした。

No 18

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名： ③ 委託業務先の財政的基礎及び相当の経験の確認方法が不十分なことについて
 所 管 課： ごみ収集課 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 66 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」における業務を遂行するに足る①施設、②人員を有しているかは書類を入手することで概ね確認できると思われるが、③財政的基礎及び④相当の経験を有するかという点は、書類の入手だけでは難しいと思われる。具体的に入手した決算書のどの部分を確認したのか、過去の実績をどのように経験として評価しているのか等、あとから確認できるように評価過程を文書化することが望ましい。	入手した決算書の確認や過去の実績などについて、その評価過程を確認できるように記録を作成し、課内の共有フォルダに保存する。

No 19

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名： ④ 予定価格の算定方法が不十分なことについて
 所 管 課： ごみ収集課 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 70 競争入札に参加する業者数が今後も変わらないのであれば、予定価格の設定にあたって、数者から見積書を徴取することが望ましい。なお、競争入札に参加する業者が少ない現状を鑑みると、見積書を徴取する業者が現実的な見積を算定しているのか否かという評価も必要である。	今後、入札にあたっては、複数業者からの見積書を徴取し、予定価格の妥当性を十分に担保できるよう検討する。

No 21

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：① 入札・契約保証金の免除について

所 管 課： 廃棄物対策課

公表日： 令和 7 年 4 月 2 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 84</p> <p>環境部の他課及び他部でも、指名競争入札の場合でも、各種保証金は免除の扱いとされていることが多いものと推察されるが、法令上、原則保証金を徴収し、例外として免除とされる建付けであるため、判断基準を明確にし、免除と判断した理由（過去の実績とはいかなるものかなど）として同基準に該当することを示すよう努めるべきである。</p>	<p>入札保証金制度の判断基準について所管課である契約監理課と確認、相談を行いながら、全体の対応を検討した。契約監理課にて、入札保証金及び契約保証金の起案例を修正し、全庁的に周知することで対応した。</p>

No 22

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：① 発火したごみによる機械の損傷の再発防止先の検討過程の明確化について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和 6 年 1 0 月 7 日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 85</p> <p>効率性や費用面よりも安全性を最優先に考慮し、可能な限りリスクを軽減するべきである。</p> <p>安全性の重視とリスク管理の強化が、火災防止の要点であり、事故発生時の迅速な対応と事前の予防策の徹底が重要である。そのため、死角を削減するためのカメラの追加設置、発火リスクの軽減、定期的な機器点検、職員の安全意識向上研修及び高度な火災探知システムの導入などが必要であると考え。</p>	<p>現時点では、不燃ごみ処理後、定期的な点検の実施と併せて清掃を行い、火災の原因になりそうな粉塵等が溜まらないよう注視している。今後、一層の安全性を高め、発火リスク軽減のための方策をとる。</p>

No 23

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：② 設計書の記載誤りについて

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 86 積算根拠資料は、設計書同様、費用が適切に見積もられているかを確認する重要な書類である。その記載事項の確認は十分に注意して行う必要がある。漏れがないようにするため、表計算ソフトの計算式を適切に使用して確認することが望ましい。	積算根拠資料についても、設計書と同様に表計算ソフトを活用し、合計額等を自動計算させ記載誤りのないよう改善した。

No 24

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：③ 提出書類の保管について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 87 現場の状況写真は委託業務が適切に行われたかどうかを確認する重要な情報であり、仕様書に記載されている提出書類を一括して綴り、保管しておくべきである。別ファイルとして保管するのであれば、その旨を明記する必要がある。	提出書類の量が多く一括して綴ることが困難で、提出書類が別冊保管となる場合は、別冊がある旨を報告時に起案等に明記するなどして適切に書類保管する。

No 25

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：④ 特命随意契約を選択した理由について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 89</p> <p>特命随意契約は「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に結ぶ契約であり、契約を行う前に競争入札に適していないことを十分に検討する必要があるとともに複数の見積書を入手することを検討し、また、特命随意契約は特別な契約であり、その契約の要件を満たす理由を記載すべきである。</p>	<p>当業務に係る事業者に対して、安定性と信頼性が何よりも肝要であることを説明するとともに、他社からの参考見積りを徴取した。なお、徴取したところ、ガラスびんの選別処理業務及びプラ容器の選別処理業務は同事業者の方が安価である。また、次回より随意契約に「極めて識別困難な資源物（ガラス瓶等）の分別に熟達した者を要すること」を要件として、同事業所にしかない技術を要する旨を記載する。</p> <p>令和7年度の仕様書には、上記に準ずるような文言を盛り込んだ。</p> <p>※「生きびん（ガラスびん）」については、これを正確かつ瞬時に識別可能な能力を有する職員をあてる」</p>

No 27

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑥ 見積価格の妥当性について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 91</p> <p>特命随意契約により業務を委託する業者からの見積り金額に従って契約を行う場合、価格が通常の相場価格よりも高くなる可能性があるため、見積の明細を確認して不要なサービスが追加されていないかどうかや、単価、作業時間が適切かどうかを十分に検討する必要がある。例えば、他の自治体に情報提供を求めることなどが考えられる。</p>	<p>提出された人件費等の積算根拠資料を基に、見積り金額の妥当性について検討する。</p>

No 30

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑨ 他の契約形態の模索について

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 94 電波障害の原因であることに加え、今後木が成長する度に高所作業代が発生するのであれば、木の伐採に係る金額と将来的に都度剪定する追加費用を見積もり、比較した上で対応を決定する事が望ましい。	対象樹木の伐採の見積もり及び剪定の見積もりを徴収し比較するようにする。

No 31

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑩ 書類日付の誤りについて

所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 95 データ入力する際は、入力元との整合性確認をすべきである。また、複数人でデータを確認しているのであるから、確認作業を適切に実施すべきである。	複数人での確認作業を実施し、事務処理誤りのないように努めることとした。

No 32

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑪ 文書の単純ミスについて
所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 96 毎年発生する業務であり、仕様書も繰り越されていくものであるが、担当者交代といった機会に新たな視点で見直すべきである。	契約事務にあたっては、単純ミスのないよう仕様書等の必要書類について改めて確認を行い、発注する。

No 33

区分 契約事務に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：⑫ 仕様書の記載について
所 管 課： 清掃施設課

公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 97 仕様書の記載を改めることが望ましい。	令和6年度から、仕様書の記載事項を建設業許可資格の有無について問わない内容に改めた。

No 37

区分 歳入に係る事業に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：① 収集対象の明確化について
 所 管 課：ごみ収集課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 131</p> <p>業務上飼育していた動物あるいは法人が飼育していた動物は、事業系ごみとして収集の対象外であることから、担当課は市民からの小動物の死体収集依頼の受付時に、個人で飼育している動物か事実を確認し、小動物死体収集運搬依頼票に正確に記載すべきであり、業者は納付書の宛先に注意を払う必要がある。依頼主ではなく業者が記入しているとのことであるため、業者に対して事業系ごみは対象外であることを周知徹底し、個人名で納付書に記載することを要請すべきである。特に、動物病院の場合には、判断が難しい事例も想定されることから、業務上か否か慎重に判断することが望ましい。</p>	<p>業者に対しては、令和6年度仕様書内に納付書記載内容、事業系は本業務対象外であることを明記し、記載を求められた場合、疑義が生じた場合は市へ連絡するように記載するとともに、代表者及び収集担当員に口頭にて改めて説明を実施、職員に対しては、マニュアルを改定し配付、口頭でも注意を行った。</p>

No 38

区分 歳入に係る事業に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：② 広告対象車両の残存使用年数等の提示について
 所 管 課：ごみ収集課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 133</p> <p>申込の段階で、該当車両の年式等を開示し、希望車両を記載することが望ましい。</p>	<p>申込の段階で、該当車両の年式等を開示する。</p>

No 39

区分 歳入に係る事業に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：③ ホームページにおける契約情報が不正確であることについて

所 管 課：ごみ収集課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 133 広告掲載可能な車両について新たな契約又は解約等があった場合には、直ちに情報を更新することが望ましい。	広告掲載可能な車両については、速やかに情報を更新する。

No 40

区分 歳入に係る事業に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：① 財務諸表基準適合チェック表の様式相違について

所 管 課：廃棄物対策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 138 規則の改正等があった場合には、職員に十分に周知する必要がある。	廃棄物処理法をはじめ、関連する他法令の改正状況、国からの通知等について、係員全員が日常から情報収集に努め、情報把握次第、クラウド系端末のアプリを活用し、情報の共有化を開始している。

No 41

区分 補助金に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：① 補助金交付における暴力団排除条項が統一されていないことについて
 所 管 課： 財政課 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 146 利用者の利便性や事務の効率性の観点から、統一的な方針を検討し、一定の指針を作成することが望ましい。	補助金交付要項例を改正し、補助対象者の要件に暴力団排除に関する事項を追加した。また、暴力団排除に関する誓約書の提出について、申請者の利便性を考慮し、「交付申請書」を「交付申請書兼誓約書」に変更することで、申請時の提出書類を増やすことなく対応することができた。（令和6年4月1日適用）

No 42

区分 補助金に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：① 自治会等の回収単位の見直し
 所 管 課： ごみ収集課 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 150 以前に比べると自治会等は人数が減っており、回収量も減っているため、近隣の自治会をまとめて回収単位とすることで回収業者も効率化が図れると考えられるので、自治会等の回収単位の見直しを検討されたい。	回収単位は、実施団体からの申請によるところであるが、作業人員や回収量の減少について相談を受けた際、近隣自治会等との合同実施や、排出場所の変更など、1回の回収量を増やせるよう協議しているため、引き続き必要に応じて協議を行う。

No 44

区分 負担金に関する監査結果及び意見

意見

指摘事項名：② 請求明細書の改善について

所 管 課：ごみ政策課

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 152 毎年、追加内容を手書きで記載するのであれば、作業効率のため、事前に別紙として説明文を作成するか、前橋市公営企業管理者の方に工事負担金請求明細書に追記を依頼することが望ましい。	追加内容については、事前に説明文を作成し、請求明細書に貼付するよう改善した。

No 47

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：③ 業務遂行上の不備について報告書が整備されていないことについて

所 管 課：六供清掃工場

公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 164 作業上の不備があった場合には、その状況を職員で共有できるように「ヒヤリハット」のような報告書を作成して同様の危険に備えることが重要である。	ヒヤリ・ハット報告の実施要領に基づき、業務遂行上の不備について経緯や対応状況を記載した報告書を作成し、職員間の情報共有ができるよう務める。

No 49

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：② 敷地内の案内表示が薄れていることについて

所 管 課： 荻窪清掃工場・前橋市荻窪最終処分場 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 165 初めて来場する市民にもわかりやすいように明確に案内表示をすることが望ましい。	今後、施設担当係と協議の上、順次、見づらくなっている表示を修理する。

No 51

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：① ペットボトルの計量について

所 管 課： 前橋市富士見クリーンステーション・富士見最終処分場 公表日： 令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 166 荻窪清掃工場の受け入れ余力を考慮のうえ、最適な収集経路を見出されたい。	荻窪清掃工場と連携して現況を把握するとともに、ごみ収集課も交えて最適な収集経路を検討する。一方、富士見地区の処理経緯を再調査し、現在の処理態勢が適正であるのか確認したい。 ※左記、「監査の結果・意見」にあるとおり、先ず、荻窪清掃工場の受け入れ余力について協議しましたが、現時点、体調不良で2名程度の休暇が出ると別係へ人的要請をしている状況の中、これ以上業務を増加することは大変厳しいという結論に至りました。

No 53

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：② 器材庫、薬品庫に施錠されていないことについて

所管課：西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設 公表日：令和7年4月2日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 168 通常は施錠せず必要な時に施錠するという状況の様であるが、危険回避の観点から通常は施錠し、出入りをするときに開錠するという体制に整えることが望ましい。	令和6年度、シャッターを補修し、適宜施錠ができるように管理体制を整えた。

No 54

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：③ 天然ガス車の所有について

所管課：西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設 公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 168 利用見込みがないのであれば、早急に売却等すべきである。 固定資産を購入する際は、インフラ整備の状況や将来の維持管理費を考慮した上で購入を検討すべきである。	利用見込みがないと指摘をうけた天然ガス塵芥車2台は、令和5年度中に売却済みである。また、環境負荷の少ない車両の購入については、市は行政主体として温室効果ガス削減に率先して取り組むべき立場にあることから、インフラ整備の状況や中長期的な経費見通しも踏まえ総合的に判断する。

No 55

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：④ 収集物でない収集品の保管について

所管課：西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設 公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 169 正当な収集品ではないものとして収集された冷蔵庫やテレビ等ではあるが、敷地内には倉庫等のスペースもあるのでこれらを整理整頓し、収集時の危険や盗難の危険等の低減を図るべく建物の中で保管することが望まれる。	冷蔵庫やテレビ等の収集物については、収集時の危険や盗難の危険等の低減を図るため、建物内に保管するなど検討する。また、処分についても適切な時期に行う。

No 57

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：⑥ 管理車両について

所管課：西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設 公表日：令和7年4月2日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 170 計画的な車両入れ替えを検討すべきである。 具体的には、一定の年数、走行距離を超えた車両は入れ替え対象とし、近年の修繕内容を加味した上で優先順位をつけ買い替え対象とする事が考えられる。	ごみ収集業務の円滑な遂行に支障を来さないように、経過年数や走行距離などを考慮しながら、車両更新を計画的に行うこととする。

No 58

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：⑦ ペットボトルの収集重量が市で確認できないことについて

所管課：西部清掃事務所・ペットボトル選別処理施設 公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 171 ペール品引き取りの際は、引き取り事実を証明する書類を入手すべきである。 具体的には引き取り日、引き取り量（ペール数）を記した書類にサインをもらうなどが考えられる。また、買取り業者からの買取り量については、1ペールあたりの重量の平均値をもとに引き渡し重量を換算し、買取り業者からの計測値が合理的な範囲内か検討する事が望ましい。	ペール品の引取り日、数量を記載した記録簿に、サイン又は押印をしてもらい管理を行うように改善した。

No 59

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：① 閉鎖工場の残留物について

所管課：亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンター 公表日：令和6年10月7日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 172 残留物については、早急に撤去又は移動すべきである。また、重要書類等については、保管場所を変更するなどして適切に保管すべきである。	残留物については、清掃工場に係る特殊機械や部品等が多く、処分にも多額の費用が係るため、着手できない状態である。 また、書類については、既に重要なものは、六供工場に移動している（1階・書庫（各工場）の中）ため、今後、確認しながら残存書類について廃棄処分を進める予定。

No 60

区分 所管施設の現地視察に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：② 閉鎖工場の維持管理について

所 管 課： 亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンター

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 173</p> <p>維持管理と今後の対応については、定期的な現場確認が必要である。月に1回程度は現地確認し施錠は適切か、建物に危険性がないか等確認する事が望ましい。</p> <p>両工場とも建物の老朽度合、環境要因（有害物質検査）を踏まえると現状のまま民間に譲渡するのは非常に困難と思われる。一方、解体が現実的な対応と考えられるため、跡地利用の検討を積極的に進めることが望ましい。また、高額な解体費が想定されるため市全体として予算計画を検討する必要がある。特に高い煙突については倒壊による危険もあるため早期に解体することが望ましい。</p> <p>両閉鎖工場は、管理上は環境部の清掃施設課の所管ということなので現状も行政財産であるが、今後利用が見込まれないのであれば普通財産に所管替えをし、早期に処分することが望ましい。</p>	<p>高額な予算確保の必要性があることから、煙突解体を直ちに行うことは困難なため、倒壊等の危険性や施錠確認等、定期的な施設点検を検討する。また、普通財産への所管替え等については、都市計画変更等も関係するため慎重に判断するとともに、処分に関しても基本的に更地（解体）が前提となるため、財政課やごみ政策課等、関係課とともに検討する。</p>